

JAこうかプレミアム倶楽部 規約

第1条（目的）

この会は、JAこうかプレミアム倶楽部会員がJAのサービスを利用することで、セカンドライフをより充実したものにする事を目的とする。

第2条（名称及び通称）

この会は、JAこうかプレミアム倶楽部と称する。

第3条（会員）

この会は以下の条件を満たしたものをJAこうかプレミアム倶楽部会員（以下、会員）とする。

- (1) 入会申込書兼年金受給予約票を提出する。
- (2) 原則 58 歳～65 歳までとする。（年金未受給者）
- (3) ゆめ丸ポイントカード申込書（JAカード一体型、単体型含む）を提出する。
- (4) プレミアム倶楽部定期貯金 10 万円以上、
またはプレミアム倶楽部定期積金を 1 万円以上 5 年の契約をする。

第4条（会費）

この会は、原則会費を不要とするが、開催する各種セミナー等によっては実費を徴収する場合もある。

第5条（脱退、会員資格喪失）

- ・会員が 65 歳に達した年度末をもって脱退となる。
- ・会員が年金受給をJAこうか以外で受給した場合は脱退となる。
- ・プレミアム倶楽部定期貯金、定期積金を解約した場合は脱退となる。

第6条（事務局）

この会の事務局は、JAこうか金融部信用課に置く。

住所：滋賀県甲賀市水口町水口 6111-1

電話：0748-62-0382

第7条（規約改正）

この規約改廃は、金融担当役員が決定する。

附則

この規約は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。